党ニ於ケル役	住所	氏名	生年月日	職業	略歴
総理	牛込区市谷□町一二ノ四	山口正憲	明治二十二年二月生	無職	明治四十一年京都府立第一中学校五年級ヲ中途退学シ後独力ニ漢学ヲ修メ明治四十三年八月京都青年会ヲ起シテ雑誌ヲ発行スルト共ニ外人ニ対スル来遊議機関雑誌ヲ発行シ旅行ヲ提唱シタルモ経営失敗シ全四十四年十月上京下谷区谷中清水町ニ於テ飲食物ニ関スル雑誌ヲ発行シ居タルモ全四十五年鹿児島県及宮崎県ニ至リ物産会社又ハ産業組合ヲ設立セントシテ成ラズ大正五年迄鹿児島市ニ於テ亜細亜義塾ヲ設ケ又小学校運営ヲ為セシモ失敗ニ終リ大正六年二月上京全年六月立憲労働党ヲ組織シ今日ニ至ル
幹事	牛込区砂土原町三ノ四	下沢秀夫	明治二十九年三月生	無職	本人ハ北海道室蘭小学校卒業後私立北海中学校ニ入リタルモ中途退学大正四年札幌師範学校講習科卒業全年七月室蘭区ニ於テ小学校教員タリシモ退職上京明治大学法科専門部ニ入リ僅カ二ケ年ニテ退学其後渋谷及横浜市ニ於テ土工人夫又ハ仲仕人夫トシテ約一ケ年半大正九年四月ヨリ立憲労働党ニ入リ幹事トシテ今日ニ至ル
会計	下谷区谷中清水町一九	土屋巳巳	明治二二年 月 日生	無職	本人ハ郷里静岡県ニテ小学校卒業後荏山中学校ニ入リ中途退学シ田方郡役所書記トシテ奉職其後横浜市ニ至リ貿易商ニ雇業シタルモ失敗大正六年三月静岡炭礦株式会社ニ雇傭セラレ後府書記ニ就任シ今日ニ至ル

立憲労働党主義綱領及党則

前主義、綱領ハ欄内ニ記入セルヲ以テ省略ス

党則

第一條 本党は立憲労働党と称し本部を東京に支部を地方に置く

第二條 本党に総理一人を置き党務を総轄す

第三條 総理は大会に推戴す

第四條 本党に総務若干名を置き総理を保佐す

第五條 総務は総理之を選任し其の任期を一年とす

第六條 本党に顧問及相談役を置くことを得

顧問及相談役は総理之を嘱托す

第七條 本部に幹事長一人幹事若干名を置く

幹事長は党務を処理す

幹事は幹事長を佐け党務に従事す

第八條 幹事長及幹事は総理之を指命し其任期を一年とす

第九條 総理は党務の必要に応じ他の機関を設くる事を得

第十條 各地方に於て支部又は支部に代るべき団体を置く場合には本部へ届出づべし

第十一條 支部の規約は本部の承認を受くべきものとす

第十二條 入党せんとするものは党員の紹介を以て本部又は支部に申込承認を受くるを要す

第十三條 退党せんとするものは其の理由を明記し本部又は支部に通告すべきものとす